

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要について

教育庁教育振興部文化財課

■ 改正の理由

博物館の登録に関する規則（昭和32年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）では、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）に基づき博物館の登録に関して必要な事項を定めています。

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）及び博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）の制定により、県教育委員会が博物館の登録及び博物館相当施設の指定に係る審査基準を定めることが必要になるなど、博物館の登録制度及び博物館相当施設の指定制度が変更され、令和5年4月1日付けで施行されます。これを踏まえ、規則の一部を以下のとおり改正します。

■ 改正の概要

1 登録申請の添付書類

法の改正により法に基づき審査基準に適合することを証する書類を申請書に添付することとなり、重複することとなった添付書類・様式について規則で定めている規定を削除します。

2 博物館の登録に係る審査基準

登録の審査に当たって、博物館の体制、職員、施設及び設備について、文部科学省令で定める基準を参酌し、県教育委員会が審査基準を定めることとなりました。これにより定める基準は以下のとおりとします。（文部科学省令で定める基準と同一の内容）

（1）法第13条第1項第3号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る基準

- ① 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- ② ①の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- ③ ②に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- ④ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

- ⑤ 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - ⑥ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - ⑦ 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (2) 法第13条第1項第4号に規定する学芸員その他の職員の配置に係る基準
- ① (1) ①の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - ② 学芸員が置かれていること。
 - ③ (1) ①の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
- (3) 法第13条第1項第5号に規定する施設及び設備に係る基準
- ① 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
 - ② 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
 - ③ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - ④ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

3 実地調査等

学識経験者の意見聴取について法に規定されたことなどから、学識経験者の意見聴取・実地調査について定めた規定を削除します。

4 登録通知

館の活動・経営の改善・向上を図るため、登録通知の際、学識経験者の意見を附して指導・助言を行うなどの柔軟な対応を可能とするため、登録通知の様式について定める規定を削除します。

5 公示

法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、第20条第2項、第31条第3項に規定する公表方法は、インターネットの利用の他、千葉県報に公示して行うこととします。

6 博物館に相当する施設の指定に係る基準

指定の審査に当たって、施設の体制、職員、施設及び設備について、文部科学省令で定める

基準を参酌し、県教育委員会が審査基準を定めることとなりました。これにより定める基準は2（1）から（3）までの事項を準用します。

この場合において、（2）②中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」とします。

7 その他様式の整備や条項ずれの対応など、所要の改正を行います。

■ 施行期日（予定）

令和5年4月1日を予定します。